

《各区役所保険年金課 保険係》

葵 区	☎ 221-1070 ・ ☎ 254-2216
井川支所	☎ 260-2211 ・ ☎ 260-2213
駿 河 区	☎ 287-8621 ・ ☎ 287-8705
長田支所	☎ 259-5522 ・ ☎ 259-5563
清 水 区	☎ 354-2141 ・ ☎ 353-7520
蒲原支所	☎ 385-7780 ・ ☎ 385-3110

※各手続きには、個人番号(マイナンバー)が必要です。届出時にマイナンバーを記載することにより、一部届出の際の持ち物(添付書類)が不要になる場合があります。

※本人確認書類とは

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、顔写真付住基カードの中から有効期限内のものを1つ。

※別世帯の人が手続きをする場合は委任状が必要。

国民健康保険への加入

◆健康保険、共済組合、船員保険、後期高齢者医療制度等に加入している人や生活保護を受けている人等を除いたすべての人は、国民健康保険に必ず加入しなければなりません。静岡市に転入してきたり、職場の健康保険をやめたときには14日以内に加入手続きをしてください。新しく国民健康保険被保険者証(以下「保険証」)をつくるときは、届け出の翌日に郵送します。なお、本人確認書類を提示した人には即日交付します。

※井川・長田支所及び市民サービスコーナーでは翌日以降、郵送で交付します。

◇必要な持ち物

(1)静岡市に転入したとき

転入届(P34)のときに手続きをしてください。

(2)職場の健康保険をやめたとき

健康保険資格喪失証明書または脱退連絡票(元の勤務先で発行)

(3)子どもが生まれたとき

出生届(P33)のときに手続きをしてください。

(4)生活保護が廃止されたとき

生活保護廃止(停止)決定通知書

(5)後期高齢者医療制度の適用でなくなったとき

後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険からの脱退

静岡市から転出したり、職場の健康保険に加入したときなどは14日以内に脱退手続きをしてください。

◇必要な持ち物

(1)静岡市から転出するとき

転出届(P34)のときに手続きをしてください。

(2)職場の健康保険に入ったとき

①他の健康保険に加入した人・扶養を認められた人の国民健康保険証 ②職場の健康保険加入証明書(勤務先で発行)または加入した健康保険の保険証

(3)死亡したとき

国民健康保険証(死亡した人のほか、世帯主に変更があるときは同じ世帯の人全員の国民健康保険証)

(4)生活保護が開始されたとき

①国民健康保険証 ②生活保護開始決定通知書

(5)申請により後期高齢者医療制度へ切り替わったとき

①国民健康保険証 ②後期高齢者医療被保険者証

国民健康保険証の再交付

保険証を紛失したり、汚れて使用できなくなったときは、保険証を再交付しますので、届け出をしてください。本人確認書類を窓口で提示した人には即日交付します。写真つきの証明がない場合は、氏名等が記載されているものを2点持参してください。

※井川・長田支所及び市民サービスコーナーでは翌日以降、郵送で交付します。

◇必要な持ち物

汚損のときは、その保険証

学生専用保険証の発行

修学のため、市外に住民票を異動するときは、学生用の保険証が発行できます。転出届の際に届け出をしてください。

※井川・長田支所及び市民サービスコーナーでは即日交付できません。

◇必要な持ち物

①保険証 ②在学を証明するもの(在学証明書・学生証等)

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の発行

満70歳になる人には、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が1日の人はその月)から使用する一部負担金の割合(2割または3割)を表示した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

医療機関にかかるときは、必ず国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を提示してください。

国民健康保険で受けられる給付

国民健康保険では、次のような給付が受けられます。

◆療養の給付

医療機関の窓口で保険証を提示すれば、保険診療分の医療費の一部負担金(義務教育就学前は2割、義務教育就学後～69歳は3割、70歳以上は2割または3割)を支払うだけで、残りは国民健康保険が負担します。

以下の場合には申請が必要となります。(井川・長田支所及び市民サービスコーナーでは申請できません)

◆出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金(支給額42万円)を支給します。

◇必要な持ち物(①～③)の支払制度に共通)

①保険証 ②母子健康手帳 ③世帯主振込先口座

支給方法について

出産育児一時金の支給方法は3通りあります。(1)直接支払制度と(2)受取代理制度は、どちらも出産育児一時金を国民健康保険が医療機関等に直接支払うため、出産費用が42万円以下の場合には、本人の費用負担はありません。

(1)直接支払制度

この制度を利用する場合は、出産する医療機関等へ保険証を提示し、直接支払制度を利用する旨の意思表示をしてください。出産費用が42万円未満の場合は、その差額分を支給しますので、申請にお越しくください。

◇必要な持ち物

「出産育児一時金代理受領支給決定通知書」(出産育児一時金のお知らせハガキ)または、医療機関等から交付される同意書及び領収・明細書等

(2)受取代理制度

この制度を利用する場合は、出産する医療機関等へ保険証を提示し、受取代理制度を利用する旨の意思表示をした上で、申請にお越しくください。申請は出産予定日の2カ月前から受け付けます。出産費用が42万円未満の場合は、その差額分を支給します。

◇必要な持ち物

「出産育児一時金支給申請書(受取代理用)」※受取代理人となる医療機関等による必要事項の記載があること

(3)出産費用を医療機関等に支払った場合(海外で出産した場合を含む)

上記(1)(2)の制度を利用せずに出産費用を医療機関等に支払った場合、出産育児一時金(42万円)を支給しますので、申請にお越しくください。

◇必要な持ち物

医療機関等から交付される領収・明細書等※海外で出産した場合は「出産の事実を証明する書類(翻訳者の氏名・住所が明記、押印された翻訳文を添付)」・「出産した人のパスポート」

◆葬祭費

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行う(行った)人に5万円が支給されます。

◇必要な持ち物

①亡くなった人の保険証(世帯主に変更がある場合は、同世帯

全員の保険証) ②葬祭を行う(行った)人の振込先口座(預金通帳) ③葬祭の領収書(あて名が申請者のもので、亡くなった人の葬祭であることがわかるもの。コピー不可、領収書はその場で返却します。)

◆療養費の支給

次のような場合は、いったん医療費の全額を自己負担することになりますが、申請により、審査で認められた保険給付分が払い戻されます。

(1)緊急、その他やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき

◇必要な持ち物

- ①保険証 ②領収書 ③診療報酬明細書(レセプト) ④世帯主振込先口座(預金通帳)

(2)コルセットなどの補装具代がかかったとき

◇必要な持ち物

- ①保険証 ②領収書 ③補装具明細書 ④医師の診断書 ⑤世帯主振込先口座(預金通帳) ⑥証明書及び写真(靴型装具のみ)

(3)海外渡航中に治療を受けたとき

◇必要な持ち物

- ①保険証 ②領収書(コピー不可) ③診療内容明細書・領収明細書等 (②、③は翻訳者の住所・氏名が明記、押印された翻訳文を添付) ④世帯主振込先口座(預金通帳) ⑤海外で治療を受けた人の渡航期間のわかるもの(パスポート・出入国記録開示請求による証明書) ⑥調査に関わる同意書

◆入院時食事療養費

入院したときに食事代として費用の一部(食事療養標準負担額)を負担し、残りの費用は食事療養費として国保が負担します。

入院時の食事代の標準負担額【食事療養標準負担額】※平成30年4月から変更

区分	1食当たり
市民税課税世帯の人	下記以外の人 460円
	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等 260円
市民税非課税世帯の人 (適用区分外、低所得Ⅱ)	過去12か月の入院日数が90日以下の場合 210円
	過去12か月の入院日数が90日を超える場合(91日目以降) 160円
市民税非課税世帯に属し、所得が一定の基準に満たない70歳以上の人(低所得Ⅰ)	100円

◆入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の人は、入院時の食費と居住費として費用の一部(生活療養標準負担額)を負担し、残りの費用は生活療養費として国保が負担します。ただし、入院医療の必要性の高い人は、入院時の食事代の標準負担額のみを負担となります。

入院時の食費・居住費の標準負担額【生活療養標準負担額】※平成30年4月から変更

区分(65歳以上の人)	医療の必要性の低い者		医療の必要性の高い者	
	食事(1食)	居住費(1日)	食事(1食)	居住費(1日)
市民税課税世帯の人	460円※	370円	460円※	370円
市民税非課税世帯の人 (適用区分外、低所得Ⅱ)	210円	370円	210円 (91日目以上160円)	370円
市民税非課税世帯に属し、所得が一定の基準に満たない70歳以上の人(低所得Ⅰ)	130円	370円	100円	370円

※医療機関によっては420円(詳しくは入院先の医療機関にお問合せください。)

◆入院時食事療養費・入院時生活療養費にかかる手続き

国保に加入している市民税非課税世帯の人は、オンライン資格確認に対応していない医療機関に入院する場合、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という。の)の交付申請を行ってください。入院前に医療機関窓口「認定証」を提示することで、標準負担額が減額されます。なお、「認定証」をやむを得ない事情で提示できなかった場合は、後日差額の支給申請ができます。

◆高額療養費の支給

大きな病気やケガにより、高額な医療費がかかったとき、支払った金額のうちの自己負担限度額を超えた分が、申請により、高額療養費として後日支給されます。

ただし、健康診断、予防接種など保険適用外の医療費や入院中の食事代、差額ベッド代などについては支給の対象になりません。

高額療養費に該当した場合は、診療月の約2か月後に高額療養費支給申請の案内ハガキを送りますので、ハガキが届きましたら、申請してください。

◇申請に必要なもの

- ①高額療養費支給申請の案内ハガキ ②保険証

③公費負担分(全ての年齢の方)、令和4年1月以前の診療分(70歳未満の方)の領収書

④世帯主振込先口座(預金通帳)

⑤別世帯の人が申請する場合は、委任状

なお、令和4年2月診療分から、高額療養費の申請手続きをすると、2回目以降の申請手続きが不要となる場合があります。

◆「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」

オンライン資格確認に対応していない医療機関に入院または受診する場合、事前に保険証に添えて「限度額適用認定証」(非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)(以下、「認定証」)を医療機関に提示することで、1か月あたりの医療機関への支払額(保険診療分)が入院・外来ごとに高額療養費の自己負担限度額までになります。必要のある人は、事前に申請をしてください。

なお、保険料(税)の滞納がある場合、「認定証」の交付ができません。(70歳以上の人を除く)まずは、保険料(税)の納付についてご相談ください。

◇申請に必要なもの

- ①必要な人の保険証 ②申請日前2週間以内に保険料(税)を納付した場合は、納付が確認できる領収書または預金通帳

◆高額療養費貸付制度

入院や外来で医療機関に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示しなかったり、複数の医療機関にかかったりして、医療費が著しく高額になり支払いが困難な場合、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までとし、それを超える高額療養費相当額を貸付する制度です。(医療機関に国保が直接差額を支払います。)

なお、保険料(税)を滞納していないことが条件です。

また、貸付できるのは保険対象の医療費で、差額ベッド代などの自費分については貸付の対象となりません。

◇申請に必要な持ち物

- ①保険証 ②医療機関の同意書 ③医療機関の請求書(同月分で支払済のものがあれば領収書もあわせて持参)④申請日前、2週間以内に保険料(税)を納付した場合は、納付が確認できる領収書または預金通帳

◆高額介護合算療養費

世帯内の医療と介護の自己負担額を一年分合計し、自己負担限度額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。計算の対象となる期間は毎年8月1日から翌年の7月31日までです。静岡市国保及び介護で支給対象となる世帯にはお知らせのハガキを送りますので、ハガキが届きましたら、申請してください。

◇申請に必要な持ち物

- ①案内ハガキ ②国民健康保険証 ③介護保険証 ④自己負担額証明書(必要な人のみ) ⑤世帯主振込先口座(預金通帳)

◆交通事故にあったとき

交通事故や傷害など第三者行為によってケガをした場合でも、速やかに国保へ届出をすれば被害者は保険診療が受けられます。

本来、交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、被害者に過失がない限り、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。したがって、保険診療を受けた場合、加害者側が負担すべき医療費については保険者(国民健康保険)が一時立て替え払いをし、後日被害者に代わって加害者に請求することになります。

◇届け出に必要なもの

- ①保険証 ②被害届出書 ③事故発生状況報告書 ④念書 ⑤誓約書 ⑥交通事故証明書など

特定健康診査

(メタボリックシンドロームに着目した健診)

次の①かつ②に該当する人は、年度内に1回特定健康診査を受けられます。

①4月1日現在、国保に加入している人で、40歳から74歳までの人

②健診受診日に静岡市国保の資格がある人

※資格の有無は、届出日でなく、資格喪失等の事由が発生した日で判定します。

- 実施期間 6月から受診券に記載した期日
- 自己負担 なし
- 実施機関 静岡市の指定する医療機関(開業医、一部の総合病院、健診センターなど)

- 申込方法 実施機関へ直接申し込みをしてください。
- ※受診券は5月下旬以降順次送付します。受診券が届かない場合はお問い合わせください。
- 【基本的な健診項目】
問診、診察、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査
- 【追加健診項目】 心電図(希望者)
- 【詳細な健診】 眼底検査
- ※国の基準に該当し、かつ医師が必要と判断した場合に実施します。

特定保健指導

(保健師・管理栄養士等によるサポートが受けられます)

- 特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要な人へ「特定保健指導利用券」が送付されます。
- 実施期間 特定健康診査後、特定保健指導利用開始から3か月から6か月間
 - 自己負担 なし
 - 実施機関 各保健福祉センター、市が委託している医療・健診機関
 - 実施方法 生活習慣改善のための教室、面接によるアドバイスなど
 - ※保健師や栄養士等が訪問することがあります。
 - ◆動機づけ支援
メタボリックシンドローム予備群の人を対象に、原則1回のサポート(個別の面接、グループ支援等)をします。3か月から6か月経過後に目標を達成できたか一緒に確認します。
 - ◆積極的支援
メタボリックシンドロームの人を対象に、3か月以上継続的に面談や電話などでサポートします。3か月から6か月経過後に目標が達成でき、継続できているか一緒に確認します。

国民健康保険健康診査

- 次の人は、申請により受診券が交付されます。(健診内容は特定健康診査と同じです)
- ①30歳代の静岡市国民健康保険加入者で、保険料(税)を滞納していない人
 - ②4月2日以降に静岡市国民健康保険に加入した40～74歳
 - ※①と②のいずれも健診受診日に静岡市国保の資格がある人
 - 自己負担金
①1,500円(非課税世帯に属する人は500円) ②なし
 - 実施機関
静岡市の指定する医療機関(開業医、一部の総合病院、健診センターなど)
 - 受診券
受診する人の保険証を持参し各区の保険年金課または各支所で受診券の交付を受けてください。
 - 実施機関へ直接申し込みをしてください。

国民健康保険料

- ◆保険料の計算
国民健康保険料は医療分、後期高齢者支援金分と介護分を合算したのになります。年度途中での加入の場合はその月から、脱退の場合は月末のときはその月まで、月途中のときは前月分まで保険料がかかります。
- 医療分
世帯の加入者全員の前年所得等により計算し、次の合計額(限度額65万円)となります。
 - ①所得割(加入者ごとに前年総所得から基礎控除額43万円※を控除した金額に100分の6.08を乗じて得られた額)
 - ②均等割(加入者1人あたり24,900円)
 - ③平等割(世帯あたり20,900円)
- 後期高齢者支援金分
世帯の加入者全員の前年所得等により計算し、次の合計額(限度額20万円)になります。
 - ①所得割(加入者ごとに前年総所得から基礎控除額43万円※を控除した金額に100分の2.30を乗じて得られた額)
 - ②均等割(加入者1人あたり9,800円)
 - ③平等割(世帯あたり7,600円)
- 介護分

- 介護費用の支払いに充てるため、加入者のうち40歳以上64歳以下の人が負担します。
- 次の合計額(限度額17万円)となります。
 - ①所得割(加入者ごとに前年総所得から基礎控除額43万円※を控除した金額に100分の2.33を乗じて得られた額)
 - ②均等割(加入者1人あたり18,400円)
- ※前年の合計所得が2,400万円超から2,450万円以下の場合には29万円、2,450万円超から2,500万円以下の場合には15万円、2,500万円超の場合は基礎控除の適用がありません。

- ◆納付回数等
 - ①普通徴収(納付書又は口座振替)は6月から翌年3月までの10回。納期限は毎月末(月末が金融機関休業日の場合は翌営業日)
 - ②特別徴収(年金から差し引く方法)は年金支給月の6回。徴収月は4月・6月・8月は仮徴収(前年度の2月徴収月の額)、10月・12月・2月は本徴収(年間保険料確定後、金額を増減して調整)
- ◆保険料(税)はコンビニエンスストアでも納付できます。

保険料・一部負担金の減額・免除制度

- ◆減免を受けるには申請が必要です。令和3年1月から令和3年12月中の所得が1,000万円以下の世帯で、下記特別の事由に該当するときは、その世帯の実情に応じて保険料を減額または免除できる場合があります。詳しくは区役所保険年金課にお問い合わせください。
- ◆保険料の減額・免除制度
この制度を利用する場合は、各納期限7日前までに、直接、お住まいの区の保険年金課(支所等を除く)へご相談のうえ、申請してください。(お住まいの区で審査を行うため、お住まいの区の保険年金課で手続きをお願いします。)
 - ①公私の扶助(生活保護、就学援助)を受けている場合
 - ②災害、傷病、倒産による失業(自己都合による退職や懲戒解雇等は該当しません)や事業の廃止などで前年に比べ所得が著しく減少した場合
 - ③災害により資産に損失を受けた場合
- ◆非自発的失業者の保険料軽減
主として、勤め先の都合(解雇・倒産など)により離職した64歳以下の人は、一定期間国民健康保険料の減額が受けられます。雇用保険受給資格者証の離職理由が、「11、12、21、22、23、31、32、33、34」の人が対象となります。なお、離職時に65歳以上の人や、短期雇用保険特例被保険者は対象となりません。
- ◆一部負担金の減免
災害、失業などの特別な理由で、一時的に生活が困難となり、医療機関などに一部負担金を支払えないときに、医療費の減額、又は免除等を受ける制度があります。
事前の申請が必要ですので、詳しくはお住まいの区の保険年金課にご相談ください。

口座振替のお申し込みを

福祉債権収納対策課 収納企画係	☎ 221-1540
-----------------	------------

- 普通徴収の納付方法は「口座振替」でお願いします。口座振替の申込み方法は次の2種類です。なお、納付書により納めることも可能です。
- (1)金融機関での申込み
 - ◇持ち物 ①納付通知書 ②通帳 ③通帳届出印
 - (2)区役所窓口での申込み(ペイジー口座振替受付サービス)
 - ◇持ち物 ①納付通知書または保険証 ②顔写真付きの本人確認書類 ③対象金融機関のキャッシュカード(来庁者名義か同一世帯員が持参した世帯主名義のもの)
 - ◇対象金融機関 ①静岡銀行 ②清水銀行 ③しずおか焼津信用金庫 ④静岡信用金庫 ⑤ゆうちょ銀行 ⑥静岡市農業協同組合 ⑦清水農業協同組合

納付の相談

福祉債権収納対策課 国保収納第1係	☎ 221-1073
福祉債権収納対策課 国保収納第2係	☎ 221-1751
福祉債権収納対策課 国保収納第3係	☎ 221-1752

様々な状況により保険料の納付が困難な人は、納付相談を行っていますので、ご利用ください。



後期高齢者医療制度

《各区役所保険年金課 保険係》

葵 区	☎ 221-1070 ・ ☎ 254-2216
井川支所	☎ 260-2211 ・ ☎ 260-2213
駿河区	☎ 287-8612 ・ ☎ 287-8705
清水区	☎ 354-2208 ・ ☎ 353-7520
蒲原支所	☎ 385-7780 ・ ☎ 385-3110

後期高齢者医療制度は、市内に住民登録のある75歳以上の人と一定の障がいがあり、この制度の申請をし、認定された65歳以上の人が加入する高齢者の医療制度です。静岡県内のすべての市町が加入している静岡県後期高齢者医療広域連合が市町と協力して運営しています。

◆対象となる人

(1)75歳以上の人

これまで、国保や会社の健康保険組合などの被保険者だった人はもちろん、会社の健康保険や共済組合の被扶養者だった人も、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

(2)65歳以上75歳未満の一定の障がいがある人は、申請して広域連合から認定を受けることが必要です。

◆対象となる日

(1)75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります。

(2)65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人は、認定を受けた日から対象になります。ただし、認定を受けた後、75歳未満であれば、撤回することも可能です。

後期高齢者医療制度への加入

(1)満75歳になったとき(加入手続きは不要です。)

(2)静岡市に転入してきたとき

負担区分証明書をお持ちのうえ14日以内に加入手続きをしてください。

(3)生活保護を受けなくなったとき

生活保護廃止決定通知書をお持ちください。

(4)65歳以上75歳未満で一定の障がいがある人のうち、後期高齢者医療制度で医療を受けたいとき

現在加入している健康保険の保険証、障がい者手帳、特定疾病療養受療証(交付を受けている人)をお持ちください。

◇受付窓口

各区役所保険年金課(後期高齢者医療担当)、蒲原支所

後期高齢者医療制度からの脱退

(1)静岡市から転出するとき

保険証をお持ちのうえ手続きをしてください。

(2)死亡したとき

保険証を返納してください。

(3)生活保護を受けるようになったとき

保険証、生活保護決定通知書をお持ちください。

(4)65歳～74歳の障がいのある人が撤回するとき

保険証、特定疾病療養受療証等(交付を受けている人)をお持ちください。

◇受付窓口

各区役所保険年金課(後期高齢者医療担当)、蒲原支所

※長田支所及び市民サービスコーナーでは、(1)の転出手続きについて取り扱います。

※井川支所では(1)の転出手続き及び(2)の保険証の返納手続きについて取り扱います。

保険証の再交付

◆届け出人が被保険者本人

◇必要な持ち物

本人の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳など)

◆届け出人が被保険者本人以外の人(代理人)

◇必要な持ち物

被保険者本人からの委任状(同一世帯の親族や成年後見人等は不要)、手続きに来た人の顔写真付の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※成年後見人が申請する場合は登記事項証明書の写しをお持ちください。

◇交付方法

保険証は、郵送となりますが、本人または同一世帯の親族が顔写真付の本人確認書類を持参の場合、即日交付します。

◇受付窓口

各区役所保険年金課(後期高齢者医療担当)、蒲原支所 井川支所(翌日以降、郵送します)

後期高齢者医療制度で受けられる給付等

◆医療費の窓口負担

自己負担割合はかかった医療費の1割または3割(現役並み所得者)です。保険証に自己負担割合が明記されていますので、ご確認ください。

○自己負担割合が3割になる人

住民税課税所得が145万円以上の被保険者やその人と同じ世帯にいる被保険者。

ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者が世帯内におり、かつ世帯内の被保険者の旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合は自動的に1割負担となります。

○申請により、自己負担割合が1割になる人

(1)同じ世帯にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない人で、その人の収入額が383万円未満の人

(2)同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上おり、その人たちの収入合計額が520万円未満の人

(3)次のすべてにあてはまる人

①同じ世帯にほかの後期高齢者医療制度の被保険者がいない

②被保険者本人の収入額が383万円以上ある

③同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる

④被保険者本人の収入と、同じ世帯の70歳以上75歳未満の人の収入の合計が520万円未満

◆療養費の支給

緊急やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受け、費用の全額を支払ったとき、申請により静岡県後期高齢者医療広域連合が審査し、決定した医療費の保険診療分の9割(または7割)が支給されます。

◇必要な持ち物

・保険証 ・領収書 ・診療報酬明細書

・本人の振込先口座(預金通帳)

◆コルセット、ギプスなどの補装具代がかかったとき

医師の指示によりコルセット、ギプスなどの補装具を作ったとき、申請により静岡県後期高齢者医療広域連合が審査し、決定した保険診療と認められる額の9割(または7割)が支給されます。

◇必要な持ち物

- ・保険証 ・領収書 ・医師の意見書 ・内訳書または仕様書
- ・写真(靴型装具のみ) ・本人の振込先口座(預金通帳)

◆海外渡航中に治療を受けたとき

海外で治療を受けたときは、帰国後申請により静岡県後期高齢者医療広域連合が審査し、決定した保険診療と認められる額の9割(または7割)が支給されます。

(ただし、治療目的の海外渡航は適用されません。)

◇必要な持ち物

- ・保険証 ・領収書 ・診療内容明細書 ・本人の振込先口座(預金通帳) ・診療内容明細書の翻訳文(翻訳者の住所・氏名を記入したもの) ・渡航期間がわかるもの(パスポート・出入国記録開示請求による証明書)

◆入院時食事療養費

入院時の食事代は、その患者の属する世帯の所得によって、負担額が決められています。残りは、静岡県後期高齢者医療広域連合が負担します。

※市民税非課税世帯の被保険者の方で、オンライン資格確認に対応していない医療機関に入院する場合、入院をする前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、医療機関へ提示してください。

◇必要な持ち物

- ・保険証 ・手続きに来た人の顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど)

入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

現役並み 所得者・一般	下記(1)(2)以外	460円
	(1)指定難病患者 (2)精神病床入院中の患者には経過措置あり (詳細は窓口にお問い合わせください)	260円
低所得者 II	90日までの入院(過去12か月)	210円
	90日を越える入院(過去12か月)	160円
低所得者 I		100円

※市民税非課税世帯の被保険者の方で医療機関がオンライン資格に対応しておらず、やむを得ない事情により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていて、証を提示しないで入院時の食事の提供を受けた場合は、申請により減額分の差額の申請ができます。

◆高額療養費

医療機関に支払った医療費(保険診療分)が一定の基準額を超えたとき、その超えた額を申請により後日支給します。初めて高額療養費の支給が行われる人には原則、診療を受けた月の3か月後に申請書を郵送します。2回目以降、高額療養費の支給が行われる場合は、申請時の口座に自動的に振り込みます(診療月から3か月後)。なお、交通事故など第三者行為により保険診療を受けた場合や医療機関への支払いが滞っていないなどで、支給されない場合があります。

◆葬祭費

静岡県後期高齢者医療広域連合から葬祭費が支給されます。被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に5万円支給されます。

◇必要な持ち物

- ・保険証 ・葬祭を行った人の振込先口座 ・葬祭を行った人がわかるもの(葬儀の領収書、会葬礼状、訃報のお知らせ等)

◆高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯で後期高齢者医

療保険と介護保険の両方から給付を受けたとき、一年間の両方の自己負担額を合算して、一定の自己負担限度額を超えた金額が高額介護合算療養費として支給されます。なお、該当する人には、原則申請書を郵送します。(一定の自己負担限度額は、世帯の所得状況によって異なります。)

※同じ世帯の人であっても後期高齢者医療制度の被保険者以外の人の自己負担額は合算されません。

◆交通事故にあったとき(第三者行為)

交通事故など、第三者の行為によって、ケガをした場合でも届出をしていただければ後期高齢者医療制度で治療が受けられます。後期高齢者医療制度で治療を受けようとする時は必ず届け出てください。

◇受付窓口

各区役所保険年金課(後期高齢者医療担当)、蒲原支所

健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、4月下旬以降順次受診券を郵送します。日頃、医療機関にかかっていない人は受診しましょう。

- ◆実施期間 5月から翌年3月末まで
- ◆自己負担 なし
- ◆実施機関 静岡市指定の医療機関
(開業医、一部の総合病院、健診センター)
- ◆申込方法 実施機関へ直接申し込みをしてください
- ◆健診項目 問診、診察、身体計測、血液検査、血圧測定、尿検査等

後期高齢者医療制度の保険料

◆保険料の計算

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者の所得に応じて負担する所得割額と被保険者全員が等しく負担する均等割額を合算して、個人単位で計算されます。年度途中での加入の場合はその月から、脱退の場合は月末のときはその月まで、月途中の時は前月分までの保険料がかかります。

○所得割(加入者ごとに前年総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した金額に100分の8.29を乗じて得られた額)

○均等割(1人当たり42,500円、なお、世帯主及び被保険者の所得の状況により、軽減となる場合があります。)

ただし、保険料は、1人当たり年間66万円を超えて賦課されることはありません。

◆納付の対象者

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者全員が保険料を納めます。

◆保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方は、保険料は年金からの差し引き(特別徴収)となります。それ以外の方は、納付書や口座振替によって個別に保険料を納めます(普通徴収)。なお、年金が年額18万円以上でも、介護保険料とあわせて保険料額が差し引き対象年金額の2分の1を超える場合も、普通徴収となります。普通徴収は、8月から翌年3月までの8回、納期限は毎月末。(月末が金融機関休業日の場合は翌営業日)

◆普通徴収(口座振替)の選択

本人等の申し出により特別徴収(年金からの差し引き)とせずに普通徴収(ただし口座振替の方法に限ります。)による納付が選択できます。

希望される方は、ご連絡ください。

※被保険者と生計を同じくする親族の口座から振替にすることで、その親族の税金上の社会保険料控除の対象となります。

◆口座振替のご利用(普通徴収の場合)
銀行などの金融機関の窓口を用意されている「口座振替依頼書」に記入・押印して振替を希望する金融機関に直接提出してください。

◇申し込みに必要なもの
納入通知書、または保険証、預金通帳、金融機関届出の印鑑

◆保険料の減免
下記の特別の事由に該当するときは、その世帯の実情に応じて保険料を減額または免除できる場合があります。

(1)災害、傷病、倒産による失業(自己都合による退職や懲戒免職等は該当しません)や事業の休・廃止などで前年に比べて所得が著しく減少した場合

(2)災害により資産の損失を受けた場合

この制度の利用は、普通徴収の場合は納期限(特別徴収の場合は対象年金支払日)7日前までに、直接、お住まいの区の保険年金課(支所等を除く)へご相談のうえ、申請してください。

納付の相談

福祉債権収納対策課 国保収納第1係	☎ 221-1073
福祉債権収納対策課 国保収納第2係	☎ 221-1751
福祉債権収納対策課 国保収納第3係	☎ 221-1752

◆保険料の納付が困難なときはご相談を!
様々な状況により保険料の納付が困難な人は、納付相談を行っていますのでご利用ください。

国民年金

《各区役所保険年金課 国民年金係》

葵 区	☎ 221-1065 ・ ☎ 254-2216
井川支所	☎ 260-2211 ・ ☎ 260-2213
駿 河 区	☎ 287-8624 ・ ☎ 287-8705
長田支所	☎ 259-5522 ・ ☎ 259-5563
清 水 区	☎ 354-2134 ・ ☎ 353-7520
蒲原支所	☎ 385-7780 ・ ☎ 385-3110
静岡年金事務所	☎ 203-3707
清水年金事務所	☎ 353-2233
ねんきんダイヤル	☎ 0570-05-1165
ねんきん定期便専用ダイヤル	☎ 0570-058-555

●印の市民サービスコーナー(P38~40参照)

◇必要な持ち物…本人確認書類、年金手帳(若しくは基礎年金番号通知書)又は個人番号が確認できるもの、職場の脱退連絡票など

(2)第2号被保険者

○加入手続き…勤務先

◇必要な持ち物…勤務先にお問い合わせください。

※勤務先に厚生年金・共済組合の加入の届け出をすることにより、国民年金の第2号被保険者の届け出をしたこととなります。

(3)第3号被保険者

○加入手続き…配偶者の勤務先

◇必要な持ち物…配偶者の勤務先にお問い合わせください。

国民年金加入対象者

国民年金は日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。

*国民年金の被保険者は3種類です

○第1号被保険者…20歳以上60歳未満の学生及び農林漁業、自営業などの人

○第2号被保険者…厚生年金保険に加入している会社員、公務員など

○第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

国民年金の加入手続き

(1)第1号被保険者

○加入手続き(退職して厚生年金等を脱退したときや、会社員等の配偶者が扶養から外れたとき)

◇届出窓口…各区役所保険年金課国民年金係、各区の支所、

国民年金保険料の納め方

保険料納付書は、日本年金機構から送付されます。

指定された期日までに金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。手続きにより口座振替やクレジット納付に変更することもできます。また、保険料を納期前に一括で前払いすることで、保険料を割引する「前納制度」や「口座振替による割引制度」があります。詳しくは、静岡・清水年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の免除

国民年金には、申請免除、納付猶予、学生納付特例、法定免除、産前産後免除の5種類の保険料の免除制度があります。詳しくは、静岡・清水年金事務所または各区役所保険年金課国民年金係へお問い合わせください。

国民年金の給付の種類と請求

- ◆老齢基礎年金
国民年金保険料を納めた期間(保険料免除期間などを含む)が10年以上ある人が、原則として65歳に達したときに受けられます。ただし、希望により60歳から64歳までに繰り上げて請求したり、66歳から75歳までに繰り下げて請求したりすることができますが、年齢に応じて減額又は増額され、その減額率・増額率は生涯変わりません。
- ◆障害基礎年金
病気やケガで国民年金法に定める1級又は2級の障害の状態にあると認定されたときに支給されます。障害基礎年金を受給するには、保険料納付等の支給要件があり、また、請求できるのは、原則として65歳に達する日の前日までに初診日がある方に限られます。
- ◆遺族基礎年金
国民年金加入中の方が亡くなられたときで、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子(障害の状態にある場合は20歳未満)のいる配偶者」又は

「子」が受けることができます。所得要件等受給するための各種要件がありますので、詳しくは静岡・清水年金事務所または各区役所保険年金課国民年金係へお問い合わせください。
※国民年金には、付加年金、寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人への脱退一時金など、独自の給付があります。詳しくは静岡・清水年金事務所または各区役所保険年金課国民年金係へお問い合わせください。

- ◆年金受給手続き先
基礎年金の受給手続きは各区役所保険年金課国民年金係で行います。なお、第2・3号被保険者資格期間がある方等は、年金事務所を受給手続きを行います。
- ◆年金受給者の住所や受取り先変更
住所変更届の提出は原則として不要ですが、住民票上の住所と異なる住所に通知等の送付を希望している人など、提出が必要な場合もあります。詳しくはねんきんダイヤルにお問い合わせください。年金受取り金融機関の変更は、届出が必要で、用紙は、各区役所保険年金課国民年金係窓口や年金事務所に用意してあります。

市税

市民税

◎個人市民税《市民税課 清水市税事務所》

葵区	市民税課 普通徴収第1係 ☎ 221-1041 ・ ☎ 221-1033
駿河区	市民税課 普通徴収第2係 ☎ 221-1542 ・ ☎ 221-1033
清水区	清水市税事務所 市民税係 ☎ 354-2072 ・ ☎ 354-3212

○特別徴収については

市民税課特別徴収係 ☎221-1043 ・ ☎ 221-1033

○森林づくり県民税については

静岡県税務課 ☎221-2337

◆対象は

- (1)1月1日現在、区内に居住し、前年中に所得のあった人
- (2)区内に居住していないが、区内に事業所や家屋敷のある人(均等割のみ)

※上記(1)または(2)に該当する人であっても所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。

◆個人市民税・県民税の申告

前年中の所得を、毎年3月15日(土・日曜日の場合は翌月曜日)までに市民税課または清水市税事務所へ申告していただきます。ただし、所得税の確定申告をする人や、1年を通して1か所だけに勤務してその勤務先から給与支払報告書が提出される人などは、申告の義務はありません。

◆個人市民税・県民税の計算

税額は、前年中の所得を基準にして計算します。所得に応じた税額が課税される所得割と、一定額以上の所得のある人に均等に税額が課税される均等割とがあり、その合計額を納めていただきます。(県民税も合わせて課税されます)

・均等割額

市民税 3,500円(年額)

県民税 1,900円(年額。うち400円は、森林づくり県民税)

※東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施す

る防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度まで、個人市民税・県民税の均等割額は各500円引き上げられています。また県民税には森林づくり県民税400円が含まれています。

・所得割額

(所得金額－所得控除額)×税率(10%)^{*}－税額控除額＝所得割額 ※税率:市民税8%、県民税2%

◎法人市民税

市民税課 法人課税係 ☎ 221-1039

◆対象は

- (1)区内に事務所・事業所を有する法人…均等割と法人税割
- (2)区内に事務所・事業所を有しないが、寮・宿泊所・クラブ等を有する法人…均等割
- (3)区内に事務所・事業所または寮等を有する「法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもの」が、収益事業を行っている場合…均等割と法人税割
- (4)法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、区内に事務所、事業所を有するもの…法人税割

◆申告納付

各事業年度の確定申告納付等は、法人税に準じます。公益法人等で収益事業を行わないものの申告納付期限は4月30日(土・日または祝・休日の場合、翌日以降の休日でない日)です。

◆このようなときは届け出を

法人を設立したとき、区内に事務所又は事業所等を設置したとき、法人を解散したとき、区内の事務所又は事業所等を廃止したとき、その他変更があったとき。

◆法人市民税の計算

・法人税割額 法人税額×税率

(1)平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割税率 : 12.3%

(2)平成26年10月1日以降に開始した事業年度の法人税割税率 : 9.7%

(3)令和元年10月1日以降に開始した事業年度の法人税割税率 : 6.0%

・均等割額 資本金等の額及び各区内の事業所または事業所等の従業者数により、年額5万円から300万円

軽自動車税種別割

《市民税課 軽自・諸税係》

葵区	市民税課 軽自・諸税係	☎ 221-1218
	井川支所	☎ 260-2211
駿河区	駿河税務センター	☎ 287-8669
	長田支所	☎ 259-5522
清水区	清水市税事務所 証明・原付登録	☎ 354-2071
	蒲原支所	☎ 385-7770

- ◆対象は
4月1日現在、市内に原動機付自転車(ミニカーを含む)、小型特殊自動車、軽自動車、軽二輪車、二輪小型自動車を所有している人
- ◆次の場合は申告を
◇軽自動車などを購入したとき(15日以内)
◇軽自動車などを廃車したとき(30日以内)
◇住所や名義を変えたとき(15日以内)
- ◆届出・お問い合わせは
◇原動機付自転車(125cc以下)・ミニカー、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)…市民税課軽自・諸税係、駿河税務センター、清水市税事務所(証明・原付登録窓口)、井川・長田・蒲原支所
◇軽三・四輪車…軽自動車検査協会静岡事務所(駿河区国吉田一丁目1-26 ☎050-3816-1776)
◇軽二輪車(125cc超250cc以下)・二輪小型自動車(250ccを超えるもの)…静岡運輸支局(駿河区国吉田二丁目4-25 ☎050-5540-2050)
- ◆原動機付自転車等の手続きに必要なもの
◇新車を購入したとき…届出者の身分証明書、販売証明書または型式認定適合証など車台番号が確認できるもの
◇中古車を購入したとき…届出者の身分証明書、廃車証明書または販売(譲渡)証明書、車台番号の「石ずり」
◇廃車するとき…届出者の身分証明書、ナンバープレート、標識交付証明書
◇名義を変えるとき…届出者の身分証明書、ナンバープレート、標識交付証明書、販売(譲渡)証明書
- ※1 運転免許証・写真付きのマイナンバーカードなど官公署が発行した写真付きの証明書を持参してください。
- ※2 「石ずり」とは、車体に刻印された番号に紙を当て、鉛筆等を用いて軽く擦り、すべての記号や数字を写し取ったものです。
- ※3 販売(譲渡)証明書には、販売者(旧所有者)の記名が必要です。

固定資産税

◎土地

葵区 資産分	固定資産税課 土地第1係	☎ 221-1046・☎ 221-1113
	駿河区 資産分	固定資産税課 土地第2係
清水区 資産分	清水市税事務所 土地係	☎ 354-2080・2081・☎ 354-3212

◎家屋

葵区 資産分	固定資産税課 家屋第1係	☎ 221-1047・☎ 221-1113
	駿河区 資産分	固定資産税課 家屋第2係
清水区 資産分	清水市税事務所 家屋係	☎ 354-2082・2083・☎ 354-3212

◎償却資産

固定資産税課	☎ 221-1048・☎ 221-1113
--------	-----------------------

- ◆対象
1月1日現在、区内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人
- ◆税額
課税標準額(土地・家屋・償却資産)×税率(1.4%)
=固定資産税
- ◆このようなときは届出を
◇固定資産の登記名義人(納税義務者)が死亡したとき
◇家屋の新築・増改築・取壊しをしたとき
◇家屋の用途を店舗・事務所などから住宅へ変更したとき
◇土地の利用状況を変更したとき
- ◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
毎年、4月に固定資産税課、清水市税事務所、駿河税務センター及び蒲原支所で、土地・家屋価格等縦覧帳簿をお見せします。お見せする期間は、広報しずおか等でお知らせします。
- ◆固定資産の価格等に関する不服について
台帳登録価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に「審査の申出」ができます。また、税額の算出や納税義務者の認定など、価格以外の台帳登録事項に不服がある場合は、市長に対して「審査請求」をすることができます。

都市計画税

葵区 資産分	固定資産税課	☎ 221-1046・1047・☎ 221-1113
	駿河区 資産分	固定資産税課
清水区 資産分	清水市税事務所	☎ 354-2080・2082・☎ 354-3212

- ◆対象
1月1日現在、市街化区域内に土地や家屋を所有している人
- ◆税額
課税標準額(土地・家屋)×税率(0.3%)=都市計画税

市税の納期限(令和4年度)

税目	納 期 限			
	1期	2期	3期	4期
固定資産税・都市計画税	5月2日	8月1日	1月4日	2月28日
市民税・県民税	6月30日	8月31日	10月31日	1月31日
軽自動車税種別割	5月31日			

納税の相談

葵区	納税課 納税第1係	☎ 221-1035
駿河区	納税課 納税第2係	☎ 221-1531
清水区	清水市税事務所 納税係	☎ 354-2092
滞納対策課 特別滞納整理第1・第2係		☎ 221-1524・221-1036

税金は各納期限までに納付していただくものですが、次のような理由で納期限までに納めることが困難な場合にはご相談ください。

- (1) 財産が災害を受けたり、盗難にあったとき
- (2) 本人や家族が病気になったり負傷したとき
- (3) 事業に著しい損害を受けたり、休・廃業したとき
- (4) これらに類する事情があったとき

◆市税の減免

条例で定める一定の要件に該当する場合には、申請により市税の減免を受けることができます。

納付に便利な口座振替

《納税課 納税推進係》 ☎ 221-1031

手続きは、市内の金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の窓口で受け付けています。また、口座振替を希望する金融機関であれば、どの店舗でも手続きできます。ただし、市外で申込む場合は、事前にご連絡ください。なお、口座の変更も、手続きは同じです。

【申込方法】

◆ゆうちょ銀行(郵便局)の場合

備え付けの「静岡市歳入金等預金口座振替納付依頼書・静岡市歳入金等自動払込利用申込書」に、必要事項を記入のうえ、金融機関の届出印を押印し窓口にて提出してください。

◆上記以外の金融機関の場合

備え付けの「静岡市歳入金等預金口座振替納付依頼書・静岡市歳入金等自動払込利用申込書」、または納税通知書(固定資産税、市・県民税)に添付されている「口座振替納付届書・口座振替納付依頼書」に、必要事項を記入のうえ金融機関の届出印を押印し、窓口にて提出してください。

【必要な持ち物】

- ・納税通知書(納付書) ・預貯金通帳 ・金融機関の届出印

市税の証明と閲覧

《各区証明窓口》

葵区	市民税課市税証明係	☎ 221-1032
駿河区	駿河税務センター	☎ 287-8669
清水区	清水市税事務所 証明・原付登録	☎ 354-2071

証明の申請は、運転免許証・写真付きのマイナンバーカードなど官公署が発行した写真付きの証明書を持参し、申請してください。やむを得ず代理人が申請する場合は、委任状または代理人選任届が必要です。

発行できる証明一覧

	各区証明窓口	支所	市民サービスコーナー
課税(所得)証明	○	○	○
法人等所在証明	○	○	○
軽自動車税種別割納税証明 (継続検査用)	○	○	○
納税証明 (事業所税以外)	○	○	○
納税証明 (事業所税)	○	※1	×
固定資産税課税 台帳登録事項証明	○	○	×
評価証明	○	○	×
公課証明	○	○	×
資産証明	○	○	×
名寄帳・償却資産課 税台帳(写し)の交付	○	○	×
住宅用家屋証明	○	※2	×
地籍図の複写	○	※2	×
固定資産税課税 台帳の閲覧	○	○	×
土地家屋地番順 一覧表の閲覧	○	※1	×

※1 蒲原支所のみ発行可能

※2 長田支所、蒲原支所のみ発行可能

◎支所

井川支所(葵区井川656番地の2 ☎260-2211)

長田支所(駿河区上川原13番1号 ☎259-5522)

蒲原支所(清水区蒲原新田一丁目21番1号 ☎385-7770)

◎市民サービスコーナー

【葵区】案内図はP38をご覧ください

城東保健福祉エリア(保健所棟)、リンク西奈、
薬科保健福祉センター、麻機地区複合施設、
美和地区複合施設、西部生涯学習センター、
東部生涯学習センター、北部生涯学習センター、
大川生涯学習交流館、清沢生涯学習交流館、
玉川生涯学習交流館、大河内生涯学習交流館、
梅ヶ島生涯学習交流館

【駿河区】案内図はP39をご覧ください

大里複合施設、駿河消防署東豊田出張所、南部体育館
健康文化交流館「来・て・こ」(小鹿)

【清水区】案内図はP40をご覧ください

三保生涯学習交流館、駒越生涯学習交流館、
高部生涯学習交流館、飯田生涯学習交流館、
庵原生涯学習交流館、興津生涯学習交流館、
小島生涯学習交流館、両河内生涯学習交流館、
由比生涯学習交流館、有度生涯学習交流館、
袖師生涯学習交流館